

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第6号

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
区分	貸与対象者	貸与 品目	貸与 数量	貸与 期間	備考	区分	貸与対象者	貸与 品目	貸与 数量	貸与 期間	備考
1	略					1	略				
2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、 <u>工務課、基盤強化 推進課及び水質管 理課に勤務する職 員</u> ブロック統括セン ター及び広域送水 管理センター（浄 水場を含む。）に 勤務する職員（3 を除く。）	略				2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、 工務課及び水質管 理課に勤務する職 員 ブロック統括セン ター及び広域送水 管理センター（浄 水場を含む。）に 勤務する職員（3 を除く。）	略			
3	略					3	略				

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。